

三 前号の金額のうち第一次納税義務者から徴収しようとする金額並びにその納付の期限及び場所

四 その者につき適用すべき第二次納税義務に関する規定

2 法第三十二条第一項後段の規定による通知は、次の事項を記載した書面でしなければならない。

3 一 前項各号に掲げる事項

二 第二次納税義務者の氏名及び住所又は居所並びに前項の納付通知書を発した日

3 法第三十二条第二項に規定する納付催告書には、第一項第一号に掲げる事項及び同項第三号に規定する金額を記載しなければならない。

4 第一項第三号に規定する納付の期限は、同項に規定する納付通知書を発する日の翌日から起算して一月を経過する日とする。
(実質課税額等の第二次納税義務を負わせる国税の計算)

第十二条 滞納者の国税のうちに法第三十六条各号(実質課税額等の第二次納税義務)に掲げる国税(以下この条において「実質課税」に係る部分の国税)という。が含まれている場合には、実質課税に係る部分の国税の額は、当該滞納者の国税の課税標準額(消費税について、消費税法(昭和六十三年法律第八号)第四十五条第一項第四号(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告)に掲げる消費税額とする。以下この項において同じ。)から実質課税に係る部分の国税がないものとした場合の課税標準額を控除した額が当該滞納者の国税の課税標準額のうちに占める割合を当該滞納者の国税の額に乗じて得た金額とする。

2 前項の場合において、滯納者の国税の一部につき納付、充当又は免除があつたときは、まづ、その国税の金額のうち同項に定める金額以外の部分の金額につき納付、充当又は免除があつたものとする。

3 前二項の規定は、法第三十七条规定の事業者の第二次納税義務及び法第三十八条(事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務)に規定する事業に係る国税について準用する。
(納税者の特殊関係者の範囲)

第十三条 法第三十八条本文(事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務)に規定する生計を一にする親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は被支配会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 納税者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第二項第一号において同じ。）その他他の親族で、納税者と生計を一にし、又は納税者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

二 前号に掲げる者以外の納税者の使用人その他の個人で、納税者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 紳税者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号に掲げる者を除く。）

四 纳税者が法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）第六十七条第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する会社（以下この項において「被支配会社」という。）である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五 纳税者を判定の基礎として被支配会社に該当する会社

六 纳税者が被支配会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第三号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社

七 法第三十八条の規定を適用する場合において、前項各号に掲げる者であるかどうかの判定は、納税者がその事業を譲渡した時の現況による。（無償又は著しい低額の譲渡の範囲等）

第十四条 法第三十九条（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）に規定する政令で定める処分は、国及び法人税法第二条第五号（定義）に規定する法人以外の者に対する処分で無償又は著しく低い額の対価によるものとする。

二 法第三十九条に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受けれる金銭その他の財産により生計を維持している

三 相続人の固有財産で差し押さえられたものの
名称、数量、性質及び所在

四 差押を請求する相続財産の名称、数量、性
質、所在及び価額

(差押調書の記載事項)

第二十一条 差押調書には、徵収職員が次の事項
を記載して署名押印(記名押印を含む。以下同
じ。)をしなければならない。

一 満納者の氏名及び住所又は居所

二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及
び金額

三 差押財産の名称、数量、性質及び所在

四 作成年月日

2 法第百四十六条第三項(搜索調書の作成)の
規定の適用がある場合には、徵収職員は、差押
調書に法第百四十二条(搜索の権限及び方法)
の規定により搜索した旨並びにその日時及び場
所を記載し、法第百四十四条(搜索の立会人)
の立会人の署名(記名を含む。以下この項及び
第五十二条第二項(搜索調書の記載事項)にお
いて同じ。)を認めなければならぬ。この場
合において、立会人が署名をしないときは、そ
の理由を付記しなければならない。

3 次の各号に掲げる財産を差し押さえた場合に
は、それぞれ当該各号に定める旨を差押調書の
謄本に付記しなければならない。

一 法第六十二条第一項(差押えの手続及び効
力発生時期)に規定する債権 同条第二項の
規定によりその債権の取立てその他の処分を
禁ずる旨

二 法第六十二条第一項に規定する電子記録債
権(以下この号及び第二十七条第二項(債権
差押通知書の記載事項)において「電子記録
債権」という。)法第六十二条の二第二項
(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生
時期)の規定によりその電子記録債権の取立
てその他の処分又は電子記録(電子記録債権
法(平成十九年法律第百二号))第二条第一項

| |
|--|
| 法第七十二条第一項（特許権等の差押手続）に規定する差押書には、次の事項を記載しなければならない。 |
| 法第七十三条第一項（電話加入権等の差押手続）に規定する差押通知書には、前項各号に掲げる事項並びに滞納者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。 |
| 法第七十三条の二第一項（振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期）に規定する差押通知書には、次の事項を記載しなければならない。 |
| 一 滞納者の氏名及び住所又は居所 |
| 二 差押される振替社債等の種類及び額又は数 |
| 三 差し押さえる振替社債等の振替又は抹消を禁ずる旨及び徴収職員に対する債務の履行を禁ずる旨及びべき旨 |
| 四 振替社債等の発行者に送達する差押通知書にあつては、前号の振替社債等につき滞納者に対する債務の履行をすべき旨 |
| 五 法第七十三条の二第一項に規定する振替機関等に送達する差押通知書にあつては、第三号の振替社債等につき振替社債等の振替又は抹消を禁ずる旨 |
| （船舶等の航行許可申立書の記載事項） |
| 第三十一条 法第七十条第五項（差押に係る停泊中の船舶又は航空機の航行の許可）の規定による航行の許可の申立ては、滞納者並びに交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者が次の事項を記載して連署した書面でしなければならない。 |
| 一 申立てに係る船舶又は航空機の名称、数量、性質及び所在並びに差押年月日 |
| 二 航行を必要とする理由 |
| （自動車、建設機械又は小型船舶の差押えに関する手続） |
| 第三十二条 第三十条（不動産の差押書等の記載事項）の規定は、法第七十一条第一項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定による自動車、建設機械又は小型船舶（同項に規定する自動車、建設機械又は小型船舶をいう。以下同じ。）の差押えについて、第二十三条から第二十六条の二まで（差押動産等の管理・第三者が占有する動産の引渡命令書の記載事項等）の規定は、法第七十一条第三項の規定によ |

| |
|--|
| 法第七十四条第一項に規定する譲り受けを含む。（以下次項において同じ。）を請求する持分の払戻しの請求による請求は、次の事項を記載した書面でしなければならない。 |
| 一 滞納者の氏名及び住所又は居所 |
| 二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び書には、次の事項を記載しなければならない。 |
| 三 知書には、次の事項を記載しなければならない。 |
| （差し押された持分の払戻請求の手続） |
| 第三十三条 法第七十四条第一項（差し押された持分の払戻しの請求）の規定による請求は、次の事項を記載した書面でしなければならない。 |
| 一 滞納者の氏名及び住所又は居所 |
| 二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額 |

| |
|--|
| （社会保険制度に基づく給付等） |
| 第三十五条 法第七十七条第一項（社会保険制度に基づく給付の差押禁止）に規定する政令で定める退職年金は、法人税法附則第二十条第三項（退職年金等の差押）に規定する法人税の特例に基づく給付の差押禁止」という。）に基づいて支給される退職年金とすると。 |
| 法第七十七条第一項に規定する政令で定める制度は、次に掲げる制度とする。 |
| 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第二十八条（指定共済組合の組合員）に規定する共済組合が行う退職金共済に関する制度 |
| （自動車、建設機械又は小型船舶の記載事項） |
| 第三十二条 第三十条（不動産の差押書等の記載事項）の規定は、法第七十一条第一項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定による自動車、建設機械又は小型船舶（同項に規定する自動車、建設機械又は小型船舶をいう。以下同じ。）の差押えについて、第二十三条から第二十六条の二まで（差押動産等の管理・第三者が占有する動産の引渡命令書の記載事項等）の規定は、法第七十一条第三項の規定によ |

| |
|--|
| （社会保険制度に基づく給付等） |
| 第三十五条 法第七十七条第一項（社会保険制度に基づく給付の差押禁止）に規定する政令で定める退職年金は、法人税法附則第二十条第三項（退職年金等の差押）に規定する法人税の特例に基づく給付の差押禁止」という。）に基づいて支給される退職年金とすると。 |
| 法第七十七条第一項に規定する政令で定める制度は、次に掲げる制度とする。 |
| 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第二十八条（指定共済組合の組合員）に規定する共済組合が行う退職金共済に関する制度 |
| （自動車、建設機械又は小型船舶の記載事項） |
| 第三十二条 第三十条（不動産の差押書等の記載事項）の規定は、法第七十一条第一項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定による自動車、建設機械又は小型船舶（同項に規定する自動車、建設機械又は小型船舶をいう。以下同じ。）の差押えについて、第二十三条から第二十六条の二まで（差押動産等の管理・第三者が占有する動産の引渡命令書の記載事項等）の規定は、法第七十一条第三項の規定によ |

(公売保証金を徴しないで公売することができる財産の見積価額)

第四十二条の五 法第百条第一項(公売保証金)に規定する政令で定める金額は、五十万円とする。

(買受代金の納付の手続)

第四十二条の六 換価財産(法第百十四条(買受申込み等の取消し)に規定する換価財産をいふ。以下同じ)の買受人は、買受代金に次の事項を記載した書面を添えて、徵收職員に納付しなければならない。

一 買受けに係る財産の名称、数量、性質及び所在

二 買受代金の額

(売却決定の取消しのための国税等の完納の証明)

三 買受人に売却した動産等を引き渡した旨

(権利移転の登録等の嘱託の手続)

第四十六条 税務署長は、法第二百二十二条(権利移転の登記の嘱託)の規定により権利移転の登録若しくは電子記録を嘱託し、又は法第二百二十五条(換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の嘱託)の規定により権利の登録若しくは電子記録の抹消を嘱託するときは、嘱託書に買受人から提出があつた売却決定通知書若しくはその謄本又は配当計算書の謄本を添付してしなければならない。

(担保権の引受けによる換価の申出)

第四十七条 法第二百二十四条第二項第三号(担保権の消滅又は引受け)に規定する申出は、公売公告の日(随意契約による売却をする場合には、その売却の日)の前日までに、次の事項を記載した書面を税務署長に提出してするものとする。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 差押財産又は特定参加差押不動産の名称、数量、性質及び所在

三 買受人に引き受けさせようとする質権、抵当権又は先取特権の内容及び滞納者以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所又は居所

四 法第二百二十四条第一項第一号及び第二号の規定に該当する事実

第四节 換価代金等の配当(債権現在額申立書の記載事項等)

第四十八条 債権現在額申立書には、債権の元本及び利息その他の附帯債権の現在額、弁済期限とその他の内容を記載し、これらの事項を証明する書類を添附しなければならない。ただし、その添附をすることができないときは、税務署長に対し、その書類を呈示するとともに、その写真を提出しなければならない。

2 換価に付すべき財産が金錢による取立の方法により換価するものであるときは、その取立の方法(売却決定通知書を買受人に交付する方法による動産等の引渡し)の規定による引渡をするため交付する売却決定通知書には、その引渡する旨並びにその引渡しに係る動産等を保管する者の氏名及び住所又は居所を附記しなければならない。

3 前項の規定による配当を受けるべき者に対する供託所の支払は、同項の支払委託書に基づくものとする。

4 前項の規定は、換価代金等を配当すべき債権が停止条件付である場合又は仮登記(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十三条第二項(不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行))に規定する権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行)において準用する場合を含む。)がさ

れども、この場合においては、立会人の署名をしなければならない。

5 法第二百十九条第二項後段の規定による通知

は、次の事項を記載した書面でしなければならない。

6 法第二百十九条第二項後段の規定による通知

は、次の事項を記載した書面でしなければなら

一 前条第一号から第三号までに掲げる事項

二 買受代金を納付した年月日

三 買受人に売却した動産等を引き渡した旨

(権利移転の登録等の嘱託の手続)

第四十六条 税務署長は、法第二百二十二条(権利移転の登記の嘱託)の規定により権利移転の登録若しくは電子記録を嘱託し、又は法第二百二十五条(換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の嘱託)の規定により権利の登録若しくは電子記録の抹消を嘱託するときは、嘱託書に買受人から提出があつた売却決定通知書若しくはその謄本又は配当計算書の謄本を添付してしなければならない。

(担保権の引受けによる換価の申出)

第四十七条 法第二百三十二条(配当計算書)の規定による権利の登記の申出は、公売公告の日(随意契約による売却をする場合には、その売却の日)の前日までに、次の事項を記載した書面を税務署長に提出してするものとする。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 差押財産又は特定参加差押不動産の名称、数量、性質及び所在

三 買受人に引き受けさせようとする質権、抵当権又は先取特権の内容及び滞納者以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所又は居所

四 法第二百二十四条第一項第一号及び第二号の規定に該当する事実

第四节 換価代金等の配当(債権現在額申立書の記載事項等)

第四十八条 債権現在額申立書には、債権の元本及び利息その他の附帯債権の現在額、弁済期限とその他の内容を記載し、これらの事項を証明する書類を添附しなければならない。ただし、その添附をすることができないときは、税務署長に対し、その書類を呈示するとともに、その写真を提出しなければならない。

2 前項の場合において、確定判決、異議に關係を有する者の全員の同意その他の理由により換価代金等の交付を受けるべき者及び金額が明らかになつたときは、これに従つて配当しなければならない。

3 前項の場合において、確定判決、異議に關係を有する者の全員の同意その他の理由により換価代金等の交付を受けるべき者及び金額が明らかになつたときは、これに従つて配当しなければならない。この場合において、税務署長は、その配当を受けるべき者に配当額支払証を交付するとともに、第一項の規定により供託した供託所に支払委託書を送付しなければならない。

4 前項の規定による配当を受けるべき者に対する供託所の支払は、同項の支払委託書に基づくものとする。

5 法第二百三十二条(配当額の確認方

法)に規定する債権現在額申立書の提出をしなければならない。この場合において、同項第三項に規定する者がその取立の時までに債権現在額申立書を提出しないときは、配当を受けることができない。

(配当計算書の記載事項等)

第四十九条 配当計算書には、次の事項を記載しなければならない。

1 前条第一号から第三号までに掲げる事項

2 買受代金を納付した年月日

3 買受人に売却した動産等を引き渡した旨

4 買受代金の額及びこれを納付した年月日(換価した動産等の保管者からの引渡しの手続等)

5 税務署長は、法第二百十九条第二項前段(売却決定通知書を買受人に交付する方法による動産等の引渡し)の規定による引渡をするため交付する売却決定通知書には、その引渡する旨並びにその引渡しに係る動産等を保管する者の氏名及び住所又は居所を附記しなければならない。

6 法第二百十九条第二項後段の規定による通知

は、次の事項を記載した書面でしなければなら

ない。

7 法第二百十九条第二項後段の規定による通知

は、次の事項を記載した書面でしなければなら

ない。

8 法第二百十九条第二項後段の規定による通知

は、次の事項を記載した書面でしなければなら

ない。

9 法第二百十九条第二項後段の規定による通知

は、次の事項を記載した書面でしなければなら

ない。

10 法第二百十九条第二項後段の規定による通知

は、次の事項を記載した書面でしなければなら

ない。

11 法第二百十九条第二項後段の規定による通知

は、次の事項を記載した書面でしなければなら

ない。

12 法第二百十九条第二項後段の規定による通知

は、次の事項を記載した書面でしなければなら

ない。

13 法第二百十九条第二項後段の規定による通知

は、次の事項を記載した書面でしなければなら

ない。

れた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合における換価代金等の交付について準用する。

(滯納処分費の納入の告知の手続)

第五十一条 法第二百三十九条(滯納処分費の納入の告知)の規定による納入の告知は、次の事項

1 売却代金を配当する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税(特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税)の金額、配当の順位及び金額その他必要な事項

2 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

3 又は居所、債権額、配当の順位及び金額その他必要な事項

4 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

5 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

6 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

7 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

8 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

9 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

10 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

11 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

12 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

13 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

14 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

15 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

16 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

17 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

18 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

19 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

20 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

21 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

22 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

23 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

24 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

25 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

26 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

27 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

28 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

29 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

30 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

31 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

32 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

33 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

34 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

35 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

36 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

37 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

38 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

39 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

40 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

41 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

42 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

43 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

44 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

45 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

46 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

47 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

48 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

49 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

50 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

51 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

52 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

53 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

54 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

55 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

56 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

57 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

58 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

59 債権現在額申立書を提出した債権者及び法第二百三十九条第二項後段(債権額の確認方法)の規定により確認した債権者の氏名及び住所

附 則（令和三年八月六日政令第二二九

施行期由

(施行期日) 指

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二项、第三十二条第一项、第三十三条第一项及び第六十四条第六项の改正規定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十条第一项第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七条の規定並びに附則第二十五条の規定 令和四年五月一日

附 則 **（令和五年三月三一日政令第一四四号）抄**

（施行期日）

四号（抄）

この政令は、令和六年一月一日から施行する。